

令和 7 年議案第 1 1 号

江南市教育委員会苦情審査会委員長等の決定について

別紙の者を江南市教育委員会苦情審査会委員長等に決定したいから、市町村立学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度苦情申出要領第 4 条第 3 項の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会苦情審査会委員長等の任期が、令和 7 年 3 月 3 1 日に満了するので、後任の者を決定する必要があるからであります。

市町村立学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度苦情申出要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市町村立小・中・義務教育学校、豊橋市立豊橋高等学校、豊橋市立くすのき特別支援学校、瀬戸市立瀬戸特別支援学校、刈谷市立刈谷特別支援学校、及び豊田市立豊田特別支援学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度による評価結果に関する苦情の申出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情対応及び苦情対象)

第2条 「苦情相談」と「苦情申出」の2段階で対応する。

2 苦情の対象は、被評価者に開示された評価結果（達成度評価、特性・能力発揮度、職務の状況）とする。

第2章 校長・副校長・教頭・部主事の評価結果等に関する苦情相談及び苦情処理

(苦情相談による処理)

第3条 市町村教育委員会の人事担当者等を苦情相談員とする。

2 苦情相談を希望する被評価者（以下「相談者」という。）は、苦情相談員に3月中旬の別に定める3日間に、電話又はメールにより苦情相談を申し出る。

3 苦情相談員は、相談者から事情を電話又は面談で聴取した上で、問題解決のための助言を相談者に行う。

4 苦情相談員は、受け付けた相談内容及び対応内容を記録する。

(苦情申出及び苦情審査会による処理)

第4条 相談者は、苦情相談によって解決できない場合は苦情申出を行うことができる。

2 苦情申出による苦情を処理するため、市町村教育委員会内に苦情審査会を設置する。

3 苦情審査会は、委員長、副委員長、委員の複数名をもって組織する。委員長、副委員長及び委員は、年度当初に市町村教育委員会で決定する。

4 苦情申出者（以下「申出者」という。）は、3月20日から3月24日までの間に、苦情申出書（様式第1号）を苦情審査会に提出する。

5 苦情審査会は、市町村教育委員会から苦情調査員を指名し、苦情調査員は申出者及び評価者から事情を聴取する。

なお、苦情調査員は苦情相談員を兼ねることもできる。

6 苦情審査会は、苦情調査員による苦情調査結果に基づいて苦情審査を行い、必要に応じて県教育委員会に相談して助言を受け、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由を教育長に報告する。

(1) 教育長の評価を妥当とする。

(2) 教育長の評価に対して再評価を求める。

(審査結果の報告)

第5条 苦情審査会は、審査結果を苦情審査結果通知書（様式第2号）により申出者に通知する。

2 審査結果の通知及び再評価の提出は3月31日までに完了する。

第3章 その他

(不利益取扱いの禁止)

第6条 苦情相談及び苦情申出を行ったことに起因して、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

令和 7 年議案第 1 2 号

学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を学校運営協議会委員に任命したいから、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 1 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、学校運営協議会委員の任期が、令和 7 年 3 月 3 1 日に満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（委員）

第3条 協議会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長（以下「校長」という。）の推薦により教育委員会が任命する。

- （1）対象学校の校区に所在する地域の住民
- （2）対象学校の校区に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3）校長その他の教職員
- （4）学識経験者
- （5）前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 教育委員会は、委員の辞任等により欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 7 年議案第 13 号

献立作成委員会委員の委嘱等について

別紙の者を献立作成委員会委員に委嘱又は任命したいから、献立作成委員会規程（昭和 47 年訓令第 3 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、献立作成委員会委員の任期が、令和 7 年 4 月 12 日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参考)
献立作成委員会規程（抜粋）

(構成)
第2条 委員会は、30名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校給食主任等
 - (2) 教育課長
 - (3) 学校給食センター所長
 - (4) 栄養教諭、学校栄養職員及び給食業務主任
 - (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

江南市食物アレルギー対応食検討部会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市食物アレルギー対応食検討部会委員に委嘱又は任命したいから、江南市食物アレルギー対応食検討部会設置要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、新学校給食センターにおいて、「食物アレルギー対応食」を提供することから、その対応に関する指針を作成するため、江南市食物アレルギー対応食検討部会委員を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参考)

江南市食物アレルギー対応食検討部会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 検討部会は、次に掲げる会員で構成し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小学校長及び中学校長の代表
- (2) 小学校及び中学校の養護教諭の代表
- (3) 栄養教諭の代表
- (4) 運営企業の代表
- (5) その他会長が特に必要と認める者

2 検討部会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会員の互選によりこれを選出する。

3 会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会員の任期は、任命又は委嘱の日から、その日の属する年度の3月31日までとする。ただし、会員に欠員が生じた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 7 年議案第 15 号

江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱の一部改正について

江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和 7 年度の支援金の支給に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱の一部を改正する要綱(案)

江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱（令和6年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「令和6年4月1日から令和6年4月30日まで」を「令和7年4月1日から令和7年4月30日まで」に改め、「受けていない者」の次に「又は学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要綱（平成30年3月14日施行）第4条第3項に規定する学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者」を加える。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 学校給食の提供を受けていない小学生 1人につき3,840円
- (2) 学校給食の提供を受けていない中学生 1人につき4,200円
- (3) 飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者 1人につき816円

第6条中「令和6年7月31日」を「令和7年7月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

江南市小中学校等昼食費支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

江南市長 様

保護者 住 所 _____
(申請者) 氏 名 _____
(対象者児童等との続柄: _____)
電話番号 _____

江南市小中学校等昼食費支援金の交付を受けたいので、江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。また、江南市小中学校等昼食費支援金の認定及び支給等に当たり、申請者及び世帯員の住民基本台帳情報を閲覧し、必要な情報を確認すること及び対象児童等の就学状況を確認するため、在籍する小中学校等から資料や情報を収集することに同意します。

対象児童等	氏名		生年月日	年 月 日
	学校名等		年 組	
	該当事由 ☒ をお願いします。	☐ 国・県・私立小中学校在学 ☐ 江南市立小中学校在学で学校給食の提供を受けていない ☐ 飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている ☐ その他 ()		
学校証明欄	上記の者は、令和7年4月1日から令和7年4月30日の間、上記の事由に該当するとともに、本校の児童又は生徒であることを証明します。 年 月 日 学校名 学校長 印			

支援金の支払いについては、下記の口座振替を希望します。

金融機関名	銀 行 本 店 信用金庫 農 協 支 店						
預金の種類	普通 ・ 当座 (該当する種類に○をつけてください。)						
口 座 番 号							
フリガナ							
口 座 名 義							

※保護者等（申請者）名義の口座を記入してください。
※金融機関・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）は必ず通帳等を確認して正確に記入してください。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「6 江給第 号」を「 第 号」
に、「令和 6 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

の新旧対照表

新	旧
（定義） 第2条 （1）～（3）略 （4）対象児童等 <u>令和7年4月1日から令和7年4月30日までの期間を通じて、江南市内に住所を有し、小中学校等に通う児童又は生徒であって、当該小中学校等において、江南市立学校給食センターから学校給食の提供を受けていない者又は学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要綱（平成30年3月14日施行）第4条第3項に規定する学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者をいう。</u> （支援内容） 第4条 支援金の額は、次に掲げる対象児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）<u>学校給食の提供を受けていない小学生 1人につき3,840円</u> （2）<u>学校給食の提供を受けていない中学生 1人につき4,200円</u> （3）<u>飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者 1人につき816円</u> （申請期限） 第6条 前条の支援金の申請期限は、<u>令和</u>	（定義） 第2条 （1）～（3）略 （4）対象児童等 <u>令和6年4月1日から令和6年4月30日までの期間を通じて、江南市内に住所を有し、小中学校等に通う児童又は生徒であって、当該小中学校等において、江南市立学校給食センターから学校給食の提供を受けていない者をいう。</u> （支援内容） 第4条 同左 （1）<u>小学生 1人につき3,900円</u> （2）<u>中学生 1人につき4,300円</u> （申請期限） 第6条 前条の支援金の申請期限は、<u>令和</u>

新	旧
<u>7年7月31日</u>までとする。 附則 1 (略) 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	<u>6年7月31日</u>までとする。 附則 1 (略) 2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。

○江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子育て世帯における養育に係る経済的負担を軽減するため、小中学校等に通う児童又は生徒の保護者等に対し交付する江南市小中学校等昼食費支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）小中学校等 江南市立学校設置条例（昭和39年条例第3号）第2条に規定する学校、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する私立の義務教育諸学校及び不登校の児童又は生徒が学校の代わりに通う民間の施設をいう。
- （2）昼食費 小中学校等における学校給食（これに相当するものを含む。以下同じ。）に代わる昼食に係る経費をいう。
- （3）保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者をいう。
- （4）対象児童等 令和7年4月1日から令和7年4月30日までの期間を通じて、江南市内に住所を有し、小中学校等に通う児童又は生徒であつて、当該小中学校等において、江南市立学校給食センターから学校給食の提供を受けていない者又は学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要綱（平成30年3月14日施行）第4条第3項に規定する学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者をいう。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付対象となる者は、対象児童等の保護者等とする。

（支援内容）

第4条 支援金の額は、次に掲げる対象児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）学校給食の提供を受けていない小学生 1人につき3,840円
- （2）学校給食の提供を受けていない中学生 1人につき4,200円
- （3）飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者 1人につき816円

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、江南市小中学校等昼食費支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第6条 前条の支援金の申請期限は、令和7年7月31日までとする。

（支援金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、江南市小中学校等昼食費支援金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、江南市小中学校等昼食費支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による支援金の交付を決定した日から30日以内に、口座振込の方法により支援金を交付するものとする。ただし、申請者からの申出のあった場合その他の事情により口座振込の方法により難しい場合は、別の方法により交付することができる。

（支援金の決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、第7条の規定による支援金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に交付した支援金がある場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

（2）その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

（調査）

第10条 市長は、第7条に規定する申請内容の審査において疑義が生じたときは、当該申請内容に係る書類の調査、現地確認等を行うことができる。

2 第5条の規定による申請を行った者は、前項に規定する調査、現地確認等に協力しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

江南市小中学校等昼食費支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

江南市長 様

保護者 住 所

(申請者) 氏 名

(対 象 者 児 童 等 と の 続

柄:)

電話番号

江南市小中学校等昼食費支援金の交付を受けたいので、江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり申請します。また、江南市小中学校等昼食費支援金の認定及び支給等に当たり、申請者及び世帯員の住民基本台帳情報を閲覧し、必要な情報を確認すること及び対象児童等の就学状況を確認するため、在籍する小中学校等から資料や情報を収集することに同意します。

対象児童等	氏名		生年月日	年 月 日
	学校名等		年 組	
	該当事由 ☒ をお願いします。	☐ 国・県・私立小中学校在学 ☐ 江南市立小中学校在学で学校給食の提供を受けていない ☐ 飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている ☐ その他 ()		
学校証明欄	上記の者は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日の間、上記の事由に該当するとともに、本校の児童又は生徒であることを証明します。 年 月 日 学校名 学校長 印			

支援金の支払いについては、下記の口座振替を希望します。

金融機関名	銀 行 本 店 信用金庫 農 協 支 店
預金の種類	普通 ・ 当座 (該当する種類に○をつけてください。)
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

※保護者等（申請者）名義の口座を記入してください。
※金融機関・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）は必ず通帳等を確認して正確に記入してください。

江南市小中学校等昼食費支援金交付決定通知書

第 号

様

江南市長 澤田 和延 印

年 月 日付けで交付申請がありました江南市小中学校等昼食費支援金について、次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

対象児童等の氏名	
交 付 決 定 額	
備 考	

様式第 3 号（第 7 条関係）

江南市小中学校等昼食費支援金不交付決定通知書

第 号

様

江南市長 澤田 和延 印

年 月 日付けで交付申請がありました江南市小中学校等昼食費支援金について、下記の理由により不交付とします。

記

（不交付理由）

令和 7 年議案第 1 6 号

「こどもの未来応援講座」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。